

工芸品原材料確保事業
「工芸品原材料確保事業」 業務企画提案仕様書

1. 業務名

「工芸品原材料確保事業」

2. 事業期間

契約締結の日から平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで

※事業全体としては、平成 31 年度(2019 年度)から平成 33 年度(2021 年度)の 3 年間で予定しているが、委託契約は単年度ごとの契約とする。

3. 目的

本県の伝統工芸品に使用される県産原材料は、染織物においては、琉球藍などの天然染料や芭蕉糸・苧麻糸といった天然繊維があり、また陶器の原土、漆器の木地となる木材など多種多様であるが、その現状は、天然資源の減少や供給業者の高齢化、製造現場での曖昧な工程管理などにより、量や品質を含めた供給体制が不安定な状況にある。

特に、芭蕉糸や苧麻糸、琉球藍の場合は、繊維(染料)植物の栽培(畑仕事)、収穫から採織(染料抽出)工程までの技術者の確保が緊急な課題であり、原材料供給技術者の後継者育成は必要なものであり、本県工芸産業を振興するためにも、原材料の安定供給システムの確立は不可欠である。

本事業では、本県伝統工芸産地事業協同組合及び工芸原材料生産者を対象に、原材料確保(芭蕉糸及び苧麻糸、琉球藍)における安定供給ノウハウを確立するために、①原材料植物の品種改良や肥培管理の検討、②栽培農家及び採織技術者の確保に向けた人材育成、③琉球藍染料の基となる泥藍の品質改善、④調査研究で得た情報・知識の普及・啓蒙を行うことで、原材料の安定的な供給体制を図ることを目的とする。

4. 委託業務内容

本県工芸産業である「喜如嘉の芭蕉布」と、宮古上布および八重山上布に使用される「苧麻」、染織工芸に広く使用される「琉球藍」の産業振興、企業支援等に関する知識及び経験を有する専任の担当者もしくはアドバイザーを配置し、前年度までの調査結果および試験研究成果の継承も踏まえ、以下の業務に取り組むこと。

(1-1)「喜如嘉の芭蕉布」の原材料安定供給に関する支援

- ① 芭蕉植物の栽培管理及び品質向上による原材料供給支援に関すること。
- ② 芭蕉植物の栽培管理者の育成に関する支援。
- ③ 芭蕉繊維の採織技術の効率化及び従事者の確保支援
- ④ 芭蕉糸の物性及び品質向上に関する情報収集及び先進地調査。
- ⑤ その他、後継従事者の確保等に関すること。

上記の項目に加え、目的の範囲内で事業者の提案により項目の追加をしても差し支えない。

(1-2) 芭蕉糸の採織技術者の育成研修等

- ① 糸芭蕉の収穫及び採織技術者の人材育成研修の実施。
- ② 芭蕉糸の物性及び化学特性に関するデータ収集に関すること。
- ③ 採織技術従事者へのフォローアップ研修及び技術講習会等を実施。
- ④ その他、本事業の成果を上げるための事業。

(2)「琉球藍」の原材料安定供給及び品質の安定化に関する支援

- ① 琉球藍の栽培、管理に関する試験研究(試験研究機関との連携)。
- ② 泥藍製造技術および藍染液による染色技術に関する試験研究の管理(試験研究機関との連携)。
- ③ 泥藍製造従事者へのフォローアップ研修及び技術講習会等を実施。
- ④ その他、本事業の成果を上げるための事業。

(3)「苧麻糸」の原材料安定供給に関する支援

- ① 苧麻の実態に関する調査
- ② 苧麻の物性及び化学特性に関するデータ収集(試験研究機関との連携)。
- ③ 採織技術従事者への研修及び技術講習会等への支援。
- ④ その他、本事業の成果を上げるための事業。

(4)「糸芭蕉」と「琉球藍」それぞれの技術部会および両部会をまとめる委員会の設置・運営

糸芭蕉に関する取組を推進する部会、琉球藍に関する取組を推進する技術部会について、それぞれ年に3回程度の技術部会会議を開き、進捗状況の確認や事業の推進方法について協議する。また、両部会を取りまとめて事業全体の方向性を協議・検討する委員会を年に2回程度開催する。

(5) 芭蕉糸・苧麻糸採織技術及び琉球藍の泥藍製造技術高度化のための先進地調査

本事業効果を高めるために、先進事例となる産地、企業などの取組み状況調査(先進調査地選定においては、県、関係機関等と調整すること)を実施する。なお、調査は原則として2回程度とし、調査に係る調査先との調整等にかかる事務は全て受託者が行うものとする。

(6) 事業報告書の作成

事業報告書 A4版左綴じ、両面印刷で5部作成、なお、電子媒体1式を作成し、提出すること。

5. 提案方法

上記「4. 委託業務内容」において示す業務については、平成31年度(2019年度)から平成33年度(2021年度)の3年間の事業計画スケジュールを提示したうえで、平成31年度の具体的な事業提案を行うこと。

なお、平成31年度(2019年度)から平成33年度(2021年度)の3年間の事業計画スケジュールを提示していただくが、提案が採択された場合でも3年間の契約を保証するものではない。

6. 提案総額の上限額等

- (1) 提案にあたっては、23,431千円(消費税8%込み)を上限として見積もること。
- (2) 各経費の積算は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。
- (3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

7. 成果物の提出期限及び提出場所

期限 平成32年(2020年)3月31日(火)

場所 沖縄県商工労働部 ものづくり振興課

部数 (1) 委託業務完了報告書、実績報告書、精算報告書(各1部)

(2) 報告書:(印刷物冊子5部及び電子ファイル1式)

8. 沖縄県 Web サイトへの掲載

県は、本事業における報告書の一部または全部をホームページに掲載できるものとする。受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、Web サイトへの掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

9. 再委託の制限

(一括再委託の禁止等)

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(再委託の相手方の制限)

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(再委託の承認)

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告し、県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計等

10. 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法(平15年5月30日法律57号)等、関連法令を遵守しなければならない。

11. 著作権等

本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者である県に帰属するものとする。

12. 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務内容については、実施段階において予算や諸事情により変更することがある。

- (4) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者への貸与または閲覧が可能である。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、議事録や検討委員会資料作成等、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (6) 本事業の実施に当たっては、適宜、県との協議を踏まえ実施する。